

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正に係る宮城地方労働審議会の
意見に関する公示

宮城労働局一般公示第 2 号

令和 7 年 4 月 1 7 日宮城地方労働審議会から宮城県電気機械器具製造業最低
工賃の改正について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 45 年法律第 60
号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、
家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 2 日までに、宮城労働局
長（仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地仙台第四合同庁舎）あて別紙様式により異議申
出をされたい。

令和 7 年 4 月 1 7 日

宮城労働局長 小宅 栄作

記

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正に係る宮城地方労働審議会の
意見要旨

宮城県電気機械器具製造業最低工賃を次のように改めること。

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 最低工賃を適用する家内労働者
宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 最低工賃を適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目名欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 2円04銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 2円17銭
コネクタ ー	差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 61銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 47銭

- 4 効力発生の日
法定どおり

(別紙)

異 議 申 出 書

令和 7 年 4 月 1 7 日 貴殿が公示した宮城県電気機械器具製造業最低工賃に係る宮城地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

⑩

宮城労働局長 小宅 栄作 殿